

河津町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河津町が発注する建設工事の競争入札により契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約を行おうとする場合について、必要な事項を定める。

(調査の対象)

第2条 本要領は、予定価格が500万円以上の建設工事（土工事、解体工事等製品の品質確保を要しない工事は除く。）及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事を対象とする。ただし、予定価格が500万円未満であっても町長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 前3項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格 ○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「入札書比較価格 ○○円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、入札参加者に対して、入札執行を行う際の通知に次に掲げる項を明示し周知するものとする。

(1) 調査基準価格を設定していること。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。

(契約締結における条件)

第5条 調査対象者が落札した場合は、次の各号に掲げる事項を契約締結の条件とする。

- (1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、補助技術者として、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置し、主任技術者（監理技術者）を補助し工事の品質確保に努めなければならない。
- (2) 前号に規定する補助技術者は、調査対象となった工事の現場代理人、主任技術者（監理技術者）を兼ねることはできない。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札があったときは、入札参加者に対し落札決定を保留し、後日決定する旨を通知する。

(調査の実施)

第7条 低入札価格調査については、次に掲げる内容等により、入札者からの事情聴取等を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持工事の状況
- (4) 配置予定技術者
- (5) 資材購入先
- (6) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (7) 建設副産物の搬出先
- (8) 作業計画（工事工程、安全計画等）
- (9) その他の必要な事項

2 調査対象者は前項の内容またはそれ以外の資料を求められた場合は、入札執行者が指定する期日までに提出しなければならない。

(低入札価格審査委員会)

第8条 前条に規定する調査の内容をもとに、調査対象者が入札価格により契約の内容に適合した履行がされるか審査を行うために低入札価格審査委員会を設置する。

2 低入札価格審査委員会は、検査係長を委員長とし、予算担当課長、検査係1名、建設係2名の職員により構成する。

3 低入札価格審査委員会は、第7条の内容により適合した履行がされるか審査しなければならない。

(調査期間)

第9条 入札執行者は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに第6条に掲げる調査を行うものとし、速やかに調査を完了させる。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第10条 入札執行者は、開札の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した

履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨の通知をするものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないと認められる場合の措置)

第11条 入札執行者は、開札の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認めるときは、予定価格の範囲において次点となったものを落札候補者とする。

2 次点となったものが調査対象者であった場合は第7条の調査を再度実施することとし、結果がでるまでこれを繰り返すものとする。

(契約しない場合の判断基準)

第12条 以下の項目に1つでも該当する場合は、入札執行者は、契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合に該当するものとする。

- (1) 入札執行者が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が一致しない場合
- (3) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (4) 安全管理体制が十分確保できるための計上がされていない場合
- (5) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (6) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (7) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (8) 調査基準価格の入札比較価格に10分の8を乗じて得た額(千円未満切捨て)を下回った場合
- (9) 上記の他、適正な履行がされないおそれがあると認められる場合

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。